

マンション管理計画認定の取得に向けた取組み に要する費用の一部を補助します

概 要

補助対象 となる 経費

① 管理計画の認定申請に向けた管理組合での合意形成に要する経費

例) 認定申請に係る意向調査事務費

認定申請を決議するための区分所有者集会（総会）の会場借損料

② 管理計画認定申請書の作成等に要する経費

例) マンション管理士・管理会社等への認定制度に係る相談費・委託費
行政書士への認定申請書作成・申請代行費※

※申請者以外の方で、報酬を得て申請手続きできるのは行政書士のみです

<対象外となる経費>

- ・ 認定申請のため市へ支払う手数料
- ・ (公財) マンション管理センターが実施する事前確認に対する手数料
- ・ 管理計画認定申請にあたって必要な添付書類の作成費用
(マンション管理適正化法に定める、管理規約、議事録等の作成費用)

補助率

2分の1

補助限度額

55,000円

受付期間

令和7年4月1日から令和7年12月26日まで (予算の範囲で先着順)

※申請受付から交付決定まで、約1.5か月要します

その他

- ・ 取組みに着手する前に、補助金の交付申請が必要です
- ・ 令和8年2月末までに、マンション管理計画認定を取得したうえで、完了実績報告の提出が必要です

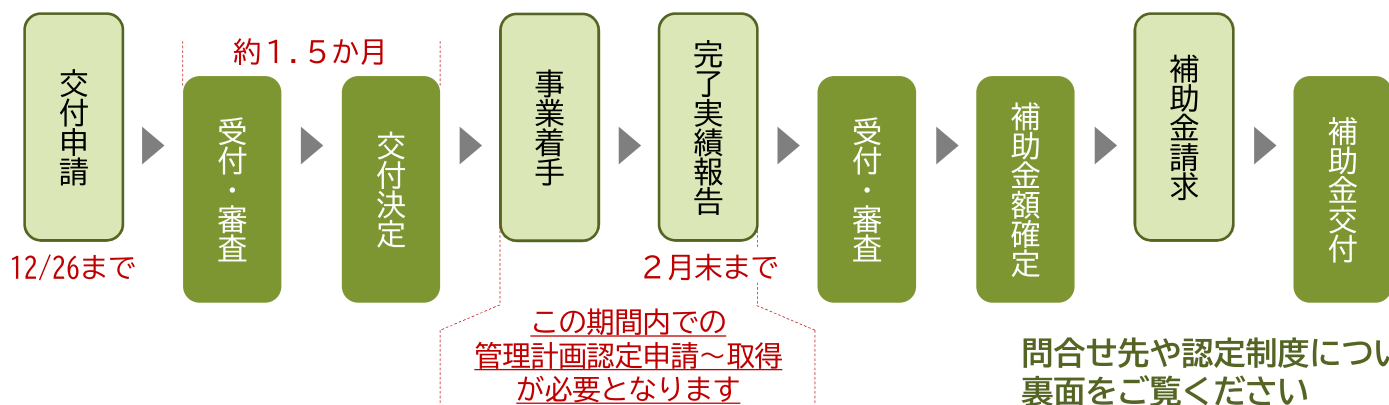
補 助 対 象 要 件

- ☐ 市内に所在する
- ☐ 管理計画の認定を過去に受けたことがない
- ☐ 補助金の活用について、総会または理事会の決議を経ている
- ☐ 管理者等（理事長など）に、代表者市税に係る徴収金の滞納がないこと
また、福岡市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

手 続 き の 流 れ

申請者

市





マンション管理計画認定制度のお知らせ



マンション管理計画認定制度



適正な管理計画をもつマンションを市が認定します [5年間有効]

- マンション管理組合の**管理意識の向上**、**資産価値の向上** に繋がります
- **(独)住宅金融支援機構の制度優遇措置**を受けることができます

マンション取得時の
フラット35の借入金利を
当初5年間、年0.25%引下げ

マンション共用部分
リフォーム融資制度の
借入金利を年0.2%引下げ

マンション
すまい・る債
の利率上乘せ

- 大規模修繕を行ったマンションが条件を満たす場合、工事翌年度の建物分の**固定資産税が減額**されます (マンション長寿命化促進税制)

認定基準 5区分18項目

管理組合の運営

- ・管理者等が定められている
- ・監事が選任されている
- ・集会在年一回以上開催されている

管理規約

- ・管理規約が作成されている
- ・緊急時の専有部の立ち入りに
ついて定められている など

管理組合の経理

- ・管理費と修繕積立金等が明確に
区分されている
- ・修繕積立金が他の会計に充当
されていない など

長期修繕計画の作成及び見直し等

- ・「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、
集会にて決議されている
- ・将来の一時的な修繕積立金の徴収予定が無い など

防災に向けた取組 等

- ・組合員名簿や居住者名簿を備え、定期的に確認を
行っている
- ・防災に向けた取組を実施している ※市独自基準

申請方法

1

市に直接申請する

[手数料：23,500円※]

2

(公財)マンション管理センターの**事前確認**※※
を受け、市に申請する

[手数料：3,500円※]

※ 長期修繕計画が2つ以上ある場合、手数料が加算されます

※※ 別途、事前確認の手数料が発生します

まずはホームページをご覧ください

福岡市マンション管理計画認定

検索

申請窓口
・
問合せ先

福岡市 住宅都市みどり局住宅部 住宅計画課

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 3F

TEL : 092-711-4598

Mail : m-jutaku@city.fukuoka.lg.jp



(公財)マンション
管理センター

